

明 上 下 営 第 4 号
2026年(令和8年)4月10日

明石市指定給水装置工事事業者 様

明石市上下水道局経営管理室営業課長

工事用給水契約の前納金の廃止について

日頃は明石市の水道事業にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、工事用給水契約手続きの簡素化を図るため、前納金を廃止します。
つきましては、以下のとおり実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願
いいたします。

記

1 前納金の廃止

工事用給水契約における納入通知書払いの場合の前納金を廃止します。

2 開始日

令和8年6月1日(月)開栓申込分から

3 注意事項等

- (1) 前納金の廃止にあわせ、工事用給水契約申込書を変更します。新様式は、別紙。
令和8年6月1日(月)開栓申込分からは、新様式を使用してください。

※旧様式不可

- (2) また、水道料金が未納の場合の扱いが厳しくなります。期限内納付をお願いし
ます。(新様式参照)

4 問い合わせ先

- 工事用給水契約手続きについて

明石市水道料金お客様センター 給排水係

TEL 078-915-0290 FAX 078-915-0273

- 制度変更に関すること(前納金の廃止)について

明石市上下水道局営業課料金係

TEL 078-918-5084 FAX 078-911-4066